

平成30年度 指定管理者モニタリングレポート
(指定管理者の管理運営業務評価結果)

施設名	八尾市立くらし学習館
所在地	八尾市本町三丁目 10 番 10 号
所管課	教育総務部生涯学習スポーツ課

指定管理者	名 称 特定非営利活動法人関西消費者連合会・八尾市女性団体連合会 代表者 特定非営利活動法人関西消費者連合会 理事長 角田 禮子 住 所 八尾市本町三丁目 10 番 10 号
指定期間	平成 29 年 4 月 1 日 ～ 平成 34 年 3 月 31 日 (5 年間)

1. 利用者の平等利用の確保及びサービスの向上

○利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られたか	評価結果
基本協定書、仕様書、事業計画書等に基づいて、適切に施設の管理運営が行われており、教育委員会との協議も、必要に応じて行われている。 事業運営については、仕様書に基づく指定講座として、女性活躍推進をはじめとする現代的課題に関する講座等を実施するとともに、自主事業として、趣味教養に関する講座を実施するなど、幅広く学習の機会を提供し、市民への継続的な学習の機会の提供に努めている。 また、日頃の学習の成果発表の場の提供を通じて、学習意欲の向上にも努めている。 【利用者アンケート（利用者の満足度等）】 ①調査の概要（調査対象、調査時期、調査方法、回答状況） ・調査対象：施設利用者 ・調査時期：平成 31 年 1 月 21 日～平成 31 年 2 月 22 日 ・調査方法：施設内でアンケート用紙を配布 ・回答状況：アンケート用紙を 100 人に配布し、100 人が回答。 ②アンケート結果の概要（利用者の満足度等） 「総合的な満足度」は、十分満足、ほぼ満足、普通をあわせて 89%と高い満足度であり、「施設や設備の整備状況」や「職員の対応」、「講座内容」についても高い評価を得た。	S

2. 公の施設の効用発揮

○公の施設の効用を最大限に発揮されたか	評価結果
関係団体や関係機関等と連携して、各種講座や時事問題に速やかに対応した事業を実施するとともに、市内各地域においても市民に学習の機会を提供し、目標以上の受講者数となっている。 また、ボランティアの積極的な活用など、市民協働のまちづくりにも貢献している。	A

3. 適切な維持管理及び管理経費の縮減

○公の施設の適切な維持及び管理が図られるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られたか	評価結果
基本協定書、仕様書、事業計画書等に基づいて、清掃業務や警備業務など適切に施設の維持管理が行われている。また、緊急事態発生時への備えとして、対処マニュアルの整備と職員への周知が図られているとともに、利用者も含めた緊急時の避難訓練を実施するなど、利用者の安全確保に取り組んでいる。また、管理経費については、積極的にボランティアを活用することで、管理経費の削減に努めている。	A

4. 団体の人員、資産その他の経営規模及び能力

○公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しているか	評価結果
仕様書等に基づき適切な業務執行体制がとられており、関係法令も遵守されている。指定管理料についても概ね収支均衡が図られている。 また、事業実施にあたり、内部研修を実施するほか、外部研修への参加支援など、業務能力の向上にむけた取組みがなされている。	A

5. その他施設の性質または目的に応じた基準

○その他市長が公の施設の性質又は目的に応じて別に定める基準を満たしたか	評価結果
施設の設置目的を十分理解したうえで、施設の管理運営を行っており、事業報告書等も期限内に提出されている。 条例や規則、協定書等に基づき、適切に暴力団排除や個人情報の保護を行っており、保険にも適切に加入している。特に、環境への配慮については、従事者がゴミの減量に取り組むだけでなく、積極的に啓発活動などを行い、市民の環境意識の向上に努めている。 また、ボランティアの活用や受講生と学習の成果を社会に還元する啓発活動を行うなど、市民参画と協働のまちづくりに資する取組みを積極的に行っている。	S

【総合評価】

	評価の視点	得点率(評価)(a)	評価配点(b)	評価点(a×b)
1	利用者の平等利用の確保及びサービスの向上	90.0% (S)	30	27.0
2	公の施設の効用発揮	89.5% (A)	20	17.9
3	適切な維持管理及び管理経費の縮減	89.5% (A)	25	22.4
4	団体の人員、資産その他の経営規模及び能力	88.5% (A)	15	13.3
5	その他施設の性質または目的に応じた基準	94.4% (S)	10	9.4
合計			100	90.0

※得点率・評価配点・評価点については、原則として、小数点第2位を四捨五入しているため、端数の関係上、評価配点の合計及び評価点の算定結果等が表上の計算と整合しない場合がある。

総合評価	A
------	---

【モニタリング内容の総括】

条例・規則・協定書等を遵守のうえ、仕様書の内容に則り業務を推進しているとともに、教育委員会との連絡調整についても必要に応じて行っている。 事業については、関係団体や関係機関等と連携して、現代的課題に関する各種講座を実施するとともに、市内各地域においても講座を実施し、目標以上の受講者数となっている。 また、ボランティアを積極的に活用し、市民協働や経費縮減に努めている。 利用者アンケートにおいても、施設や設備の整備状況・講座内容ともに肯定的な意見を得ており、適正に運営されていると評価できる。
--

<参考>

■ 評価基準表（得点率で判断）

S（90%以上）	業務推進に必要とする水準を満たすだけでなく、より高い水準での施設の管理運営が行われ、積極的な創意工夫や改善活動を主体的に行っている
A（80%以上 90%未満）	業務推進に必要とする水準を満たしていると判断できる
B（60%以上 80%未満）	業務推進に必要とする水準を十分に満たしていないと思われる
C（60%未満）	業務推進が不十分で、今後支障をきたす可能性があり、改善の検討が必要と思われる

■ 「総合評価」の評価基準

評価の視点ごとの得点率及び評価配点をもとに評価点を算出し、上記の評価基準表により評価を行う。

ただし、総合評価がSまたはAとなるためには、評価基準表に定める得点率の基準（S：90%以上、A：80%以上）を満たした上で、以下の要件も満たす必要がある。

総合評価がSとなる要件

5つの評価の視点の評価において、Sが3つ以上であること。

総合評価がAとなる要件

5つの評価の視点の評価において、SまたはAが3つ以上であり、かつ、Cがないこと。